

令和6年第2回市議会定例会議案説明資料

1 招集日

令和6年6月4日（火）

2 令和6年第2回市議会定例会に付議する案件

承認案件	4件	(1～4)
条例改正案件	3件	(5～7)
単行案件	3件	(8～10)
補正予算案件	1件	11
報告案件	4件	(12～15)
人事案件	1件	16
計	16件	

《承認案件》

1 専決処分の承認を求める件(美唄市税条例の一部を改正する条例)(市民部)

専決第1号 令和6年3月30日専決

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律(令和6年法律第2号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第34号)が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたこと、また、令和6年度税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第137号)及び地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第138号)並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(令和6年総務省令第37号)が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことから、美唄市税条例について必要な改正を行い、同条例の一部を改正する条例について去る3月30日付けで専決処分を行ったので議会に報告し、その承認を求めるもの。

〈改正内容〉

第1条関係

① 市民税

- ・医療費控除の特例について規定の整備を行った(附則第12条の5関係)。

・能登半島地震の被害者の負担の軽減を図るため、個人市民税の特別措置を講ずる規定の整備を行った(附則第 12 条の 6 関係)。

第 2 条関係

① 賦課徴収

・引用法令に法律番号を加える規定の整備を行った(第 20 条の 3 関係)。

② 市民税

・引用法令の法律番号を削除する規定の整備を行った(第 30 条)。

・公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しによる規定の整備を行った(第 37 条関係)。

・規定する様式を明確化するため規定の整備を行った(第 39 条、第 50 条、第 54 条の 7、第 54 条の 9 関係)。

・市民税の減免について職権による減免を可能とする規定の整備を行った(第 53 条関係)。

・公益法人等に係る市民税の課税の特例について規定の整備を行った(附則第 10 条の 2 関係)。

・令和 6 年度分の個人住民税の特別徴収税額控除に係る規定の整備を行った(附則第 12 条の 6、附則第 12 条の 7、附則第 12 条の 8 関係)。

・令和 7 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の整備を行った(附則第 12 条の 9 関係)。

・特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について規定の整備を行った(附則第 13 条関係)。

・特別税額控除の対象となる「所得割の額」について規定の整備を行った(附則第 15 条、附則第 16 条、附則第 17 条、附則第 18 条、附則第 19 条、附則第 19 条の 7、附則第 19 条の 8 の 2、附則第 19 条の 8 の 3 関係)。

・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について規定の整備を行った(附則第 20 条の 2 関係)。

③ 固定資産税

・引用法令の規定の整備を行った(第 57 条の 2 関係)。

・固定資産税の減免について規定の整備を行った(第 70 条関係)。

・規定する様式を明確化するため規定の整備を行った(第 74 条関係)。

・認定長期優良住宅に係る特例について規定の整備を行った(附則第 20 条の 3 関係)。

・特例の適用年度の更新及び必要な規定の整備を行った(附則第 21 条、附則第 21 条の 2、附則第 22 条、附則第 22 条の 2 の 2、附則第 22 条の 4 関係)。

④ 軽自動車税

- ・必要な規定の整備を行った(第 82 条の 2 関係)。
- ・引用法令の法律番号を削除する規定の整備を行った(第 93 条の 2 関係)。

⑤ 特別土地保有税

- ・引用法令の法律番号を追加し、その他必要な規定の整備を行った(第 126 条の 2 関係)。
- ・特別土地保有税の減免について規定の整備を行った(第 134 条の 2 の 2 関係)。
- ・特例の適用年度の更新及び必要な規定の整備を行った(附則第 23 条関係)。

⑥ 国民健康保険税

- ・引用法令の法律番号について加除等規定の整備を行った(第 142 条の 2、第 142 条の 6、第 146 条関係)。
- ・国民健康保険税の課税限度額及び減額について規定の整備を行った(第 136 条関係、第 145 条関係)。

⑦ 都市計画税

- ・特例の適用年度の更新及び必要な規定の整備を行った(附則第 28 条の 2、附則第 28 条の 3、附則第 28 条の 4、附則第 28 条の 5、附則第 29 条、附則第 29 条の 2、附則第 29 条の 3、附則第 29 条の 4、附則第 29 条の 5、附則第 31 条関係)。
- ・引用法令の改正に伴う規定の整備を行った(附則第 32 条関係)。
- ・引用法令の法律番号を削除する規定の整備を行った(附則第 29 条の 6 関係)。
- ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する法の規定の適用除外について規定の整備を行った(附則第 36 条関係)。

〈施行期日〉

原則として令和6年4月1日から施行する。

2 専決処分の承認を求める件(令和5年度美唄市一般会計補正予算(第13号)) (総務部)

専決第2号 令和6年3月31日専決 経営会議資料 (P9)

3 専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市一般会計補正予算(第1号)) (総務部)

専決第3号 令和6年5月22日専決 経営会議資料 (P10)

4 専決処分の承認を求める件(令和6年度美唄市介護サービス事業会計補正予算(第1号))(保健福祉部)

専決第4号 令和6年5月22日専決 経営会議資料 (P10)

《条例改正案件》

5 美唄市基金条例の一部改正の件(総務部)

新型コロナウイルス感染症対策に要する費用の財源に充てるため設置していた「美唄市新型コロナウイルス感染症対策応援基金」について、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に位置付けられたことに伴い、令和5年度末において基金の全額を使用し、今後においても感染症対策に要する費用の財源とする見込がないことから、当該基金を削除するもの。

〈改正内容〉

第2条の表中「美唄市新型コロナウイルス感染症対策応援基金」の項を削る。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

6 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部が令和6年4月1日に改正され、特定教育・保育施設等の重要事項の閲覧について見直されたことから必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

特定教育・保育施設等の重要事項について掲示するほか、インターネットに接続して行う子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)により、公衆が閲覧できるよう改める(第23条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

7 美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部が令和6年4月1日に改正され、市が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職

員に係る基準及び当該職員に関する基準が見直されたことから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

①美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

・引用条項を改める(第3条関係)。

②美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

・引用条項を改める(第15条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

《単行案件》

8 調停の申立ての件(総務部)

① 調停の相手方

美唄市南美唄町大通り2丁目

大手町地所株式会社

代表取締役 村井 貴恵

② 申立ての趣旨

令和4年4月1日に相手方と契約した土地賃貸借契約(令和4年度指定緊急避難場所)について、令和4年8月2日及び10月7日付けで相手方から令和5年度においては契約期間を更新しない旨の通知があった。

このことから、契約に基づく原状回復の履行を進めたところ、当該原状回復の範囲の確定に時間を要し、契約期間満了までに明渡しを完了することができなかったため、契約に基づく相手方に対する賃料相当損害金に関し、適正な債務額の確定を求めるもの。

③ 契約の概要

(1) 対象物件

旧南美唄小学校グラウンド及び旧南美唄中学校グラウンド

(2) 使用目的

指定緊急避難場所

(3) 面 積

38,458 平方メートル

(4) 契約の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

④ 調停の方法

弁護士を調停代理人と定める。

⑤ 授権事項

- (1) この調停において必要があるときは、和解することができる。
- (2) この調停において必要があるときは、訴えを提起することができる。

9 美唄市字の名称及び区域変更の件(都市整備部)

農地整備事業(経営体育成型)北美唄地区の換地処分に伴い、事業区域に所在する名称の異なる字の区域を同一字の名称に変更しようとするもの。

字の名称	変更する字の区域の名称	変更する字の区域
字美唄	字上美唄原野	字上美唄原野の一部 (3331-1 外 7 筆)
字光珠内	字カーウシュナイ	字カーウシュナイの一部 (467-8)
字峰延	字カーウシュナイ	字カーウシュナイの一部 (662-28 外 10 筆)
字峰延	字光珠内	字光珠内の一部 (662-11 外 8 筆)

10 市道路線の認定及び廃止の件(都市整備部)

① 認定の概要

西 26 線は、道営農業競争力強化基盤整備事業に伴い、路線の一部を廃止し認定するもの。

・ 認定する路線

路 線 名	起 点	終 点
西 26 線	字光珠内 461 番地地先 (国道 12 号交点)	字光珠内 2412 番 58 地先 (市道下中の沢・大願西 2 号線交点)

② 廃止の概要

西 26 線は、道営農業競争力強化基盤整備事業に伴い、路線の一部を認定するため廃止するもの。

・ 廃止する路線

路 線 名	起 点	終 点
西 26 線	字光珠内 461 番地地先 (国道 12 号交点)	字光珠内 6607 番地地先

- ③ 認定及び廃止の日
議決の日から施行する。

《補正予算案件》

11 令和6年度美唄市一般会計補正予算(第2号)(総務部)

補正内容 経営会議資料 (P11)

《報告案件》

12 株式会社美唄ハイテクセンターの経営状況報告書提出の件(経済部)

13 継続費繰越計算書の件(美唄市一般会計)(総務部)

14 繰越明許費繰越計算書の件(美唄市一般会計)(総務部)

15 予算繰越計算書の件(美唄市病院事業会計)(市立美唄病院事務局)

《人事案件》

16 美唄市固定資産評価員選任の件(市民部)

(松田 公史 委員(前市民部長))

◎市政報告

- ・ 令和5年度各会計決算概要

【参考】

◎議員協議会案件(5/24)

- ・ 南空知における広域行政について
- ・ 美唄国設スキー場整備基本構想について
- ・ 美唄市公営住宅建替え等基本構想について

日程(予定)

5月22日(水)経営会議

6月 1日(土)

6月11日(火)

23日(木)

2日(日)

12日(水)

24日(金)

3日(月)

13日(木)

25日(土)

4日(火)

14日(金)

26日(日)

5日(水)

27日(月)

6日(木)

28日(火)

7日(金)

29日(水)

8日(土)

30日(木)

9日(日)

31日(金)

10日(月)

令和5年度 一般会計補正予算案(第13号)

補 正 前 の 額				22,770,655				
(千円)								
歳 出 補 正					歳 入 補 正			
款 項 目		事 業 名		見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
6	農林費	畑作生産振興事業		239		239	道 支 出 金	17 道支出金
								2 道補助金
								4 農林費道補助金
								(施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金)
1	農業費	補正内容 増額 燃料費高騰の長期化を踏まえ、燃料費負担が大きい施設園芸農家のエネルギー転換に向けた取組を支援することに加え、資材価格が高騰する中、今夏の高湿障害による収量減のリスクへの対応など施設園芸の生産基盤の確立を図るため、北海道の補助金を活用し、緊急的に支援するもの。		負担金補助及び交付金	239			
4	農業振興費							
補 正 額				239		239		
						239	道 支 出 金	施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金
						239千円		
						0	一 般 財 源	
補 正 後 の 額				22,770,894				

【繰越明許費補正】

追 加

事 業 名	金額(千円)
畑 作 生 産 振 興 事 業	239

< 追加理由 >

本補正予算の歳入歳出予算に計上している「畑作生産振興事業」について、令和5年度中に事業が完了できないため繰越明許費を設定するもの。

【専決第3号】

令和6年度 一般会計補正予算案（第1号）

【繰越明許費補正】

追 加

事 業 名	金額(千円)
恵 風 園 整 備 事 業	16,946

＜追加理由＞

当初正予算の歳入歳出予算に計上している上記事業について、令和6年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するもの。

【専決第4号】

令和6年度 介護サービス事業会計補正予算案（第1号）

【繰越明許費補正】

追 加

事 業 名	金額(千円)
施 設 整 備 事 業	16,946

＜追加理由＞

当初正予算の歳入歳出予算に計上している上記事業について、令和6年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するもの。

令和6年度 一般会計補正予算案（第2号）

補 正 前 の 額		19,478,928		(千円)			
歳 出 補 正			歳 入 補 正				
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
2	総務費	行政情報化運用事業	8,800		8,800	一 般 財 源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1	総務管理費	補正内容 増額 住民基本台帳ネットワークシステムについて、5年に一度の更新時期を迎えるにあたり、この度、国(j-l i s)から仕様等が示され、メーカーからの積算の提示があったため、システム機器の更新を行うもの。	委 託 料	8,800			
13	情報化推進費						
3	民生費	地域福祉ネットワーク事業	2,500		2,500	諸 収 入	22 諸収入 3 雑入 2 雑入 (コミュニティ助成事業助成金)
1	社会福祉費	補正内容 増額 一般財団法人自治総合センターに申請を行い、令和6年4月2日に決定を受けたコミュニティ助成事業助成金を活用し、町内会のコミュニティ活動備品整備を実施するもの。	負担金補助及び交付金	2,500			
1	社会福祉総務費	○補助対象団体 楓町内会 ○実施内容 放送設備、テント、炊き出し器、発電機、行事等活動備品購入 ○補助率 全額補助					
4	衛生費	定期予防接種事業	10,762		8,071	道 支 出 金	17 道支出金 1 道負担金 2 衛生費道負担金 (予防接種救済措置事業負担金)
1	保健衛生費	補正内容 増額 子宮頸がん予防の定期予防接種により健康被害を受け、障害年金(3級)を受給している方の等級変更に伴い、予防接種法施行令第15条第1項に基づき障害年金(1級)と介護加算の給付を行うもの。	扶 助 費	10,762	2,691	一 般 財 源	12 地方交付税 1 地方交付税 1 地方交付税 (特別交付税)
3	予防費	・ 令和3年8月～令和6年3月(遡及給付分) 7,692,166円 ・ 令和6年4月～令和7年3月(増額分) 3,069,180円 ※令和3年7月6日から1級6号該当との認定を受けたため、給付開始は翌月令和3年8月からとなる。					
補 正 額			22,062		22,062		
					8,071	道 支 出 金	予防接種救済措置事業負担金 8,071千円
					2,500	諸 収 入	コミュニティ助成事業助成金 2,500千円
					11,491	一 般 財 源	【一般財源の内訳】 ・ 繰 越 金 8,800千円 ・ 特別交付税 2,691千円
補 正 後 の 額			19,500,990				